

## 肉眼動物解剖技術の日本獣医解剖学会認定に関する規程

### 1. 概要

日本獣医解剖学会は、肉眼動物解剖技術研修会（以下、研修会と略記）会則第3条（2）に基づき、肉眼動物解剖技術を有する者に対する認定制度（以下、本制度）を定める。

### 2. 目的

本制度は、「肉眼動物解剖に関する技術の継承を担う人材を育成し、研修会の運営体制の永続的な充実に資すること」を目的とする。

### 3. 認定の種類

日本獣医解剖学会は、肉眼動物解剖技術者ならびに肉眼動物解剖技術指導者を認定する（以下、認定技術者、認定指導者と略記）。

### 4. 認定審査委員会

本制度の運営を担う認定審査委員会を設置し、委員は研修会役員が兼務する。

### 5. 認定内容、申請資格および認定方法

学会は、下記のように各認定者の認定内容、申請資格および認定方法を定める。

#### ① 認定技術者：JAVA-Qualified Technician (JAVA-QT)

認定内容：認定技術者は、「一定以上の研修会修了実績を有し、肉眼動物解剖学に関する倫理観ならびに基礎的な知識と技術を有する者」とする。

#### ② 認定指導者：JAVA-Qualified Technical Instructor (JAVA-QTI)

認定内容：認定指導者は、「一定以上の研修会運営実績を有し、肉眼動物解剖学に関する専門的な知識と技術を備え、さらにはそれを教授できる者」とする。認定指導者は、研修会において各開催母体や各認定指導者と協働して、積極的に研修会内容の研鑽や運営に携わる。各認定の申請要件、申請方法および認定更新の詳細は別紙（1）の通りとする。

### 6. 認定を受けた者の責務

認定技術者および認定指導者は次の各項に努めなければならない。

- ① 研修会の運営に携わること
- ② 動物の解剖学に関する技術や知識あるいはそれらを教授する能力を研鑽すること
- ③ 動物形態学分野の学術的発展を通じて社会に貢献すること

### 7. 認定の取り消し

各認定者は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

- ① 会員の資格を喪失したとき
- ② 認定を辞退したとき
- ③ 認定の更新を申請しなかったとき

また学会会長は、認定者としてふさわしくない行為のあったものに対し理事会の議を経て資格を取り消すことができる。

付 則

2021年1月14日、認定の申請要件の一部改正。

## 別紙（１）認定の申請要件、申請方法および認定更新について

### 1. 認定の申請要件

#### ① 日本獣医解剖学会認定動物解剖技術者（以下、認定技術者）：JAVA-Qualified Technician (JAVA-QT)

- (a) 申請時において日本獣医解剖学会（以下、学会）に3年以上所属する者、または日本獣医解剖学会認定動物解剖技術指導者3名以上からの被推薦者<sup>(注1)</sup>
- (b) 肉眼動物解剖技術研修会（以下、研修会）を3回以上修了した者
- (c) 申請日から遡り過去3年以内に下記単位規定より2単位以上取得している者

#### <単位規定>

単位項目 <sup>(注2)</sup>	単位数	備考
肉眼動物解剖業務への従事	1単位／1雇用期間	肉眼動物解剖に関わる大学教員やティーチングアシスタント、学術機関における研究員や技術補佐等。1ヶ月以上の雇用期間を指す、常勤の場合は1単位／1年間とする。 <sup>(注3)</sup>
肉眼動物解剖学に関する研究発表	1単位／1篇、1単位／1回	論文公表や学会発表等、言語を問わない。論文の図や学会発表スライドの一部に動物の肉眼解剖画像が含まれること。

<sup>(注1)</sup> 認定技術者へ申請をする前に推薦書を審査委員会に提出する。認定指導者が推薦する際には、被推薦者の、履歴、獣医解剖学の教育の維持および発展への寄与、今後の推薦制度への協力を確認することとする。

<sup>(注2)</sup> 同一の項目を重複して取得して良い。

<sup>(注3)</sup> その他の業務に関する申請については、審査委員会に諮る。

(a)～(c)全ての要件を満たす者は、関連申請書類を紙あるいは電子媒体で審査委員会に提出し、最終的に学会理事会の議を経て、学会総会が認定する。

#### ② 日本獣医解剖学会認定動物解剖技術指導者（以下、認定指導者）：JAVA-Qualified Technical Instructor (JAVA-QTI)

- (d) 申請時において、認定技術者である者
- (e) 研修会講師を1回以上経験した者
- (f) 申請日から遡り過去6年以内に下記単位規定より5単位以上取得している者

#### <単位規定>

単位項目 <sup>(注1)</sup>	単位数	備考
肉眼動物解剖業務への従事	1単位／1雇用期間	肉眼動物解剖に関わる大学教員やティーチングアシスタント、学術機関における研究員や

		技術補佐等。1ヶ月以上の雇用期間を指す、常勤の場合は1単位/1年間とする。(注2)
肉眼動物解剖学に関する研究発表	1単位/1篇、1単位/1回	論文公表や学会発表等、言語を問わない。論文の図や学会発表スライドの一部に動物の肉眼解剖画像が含まれること。

(注1) 同一の項目を重複して取得して良い。

(注2) その他の業務に関する申請については、審査委員会に諮る。

(d)～(f)全ての要件を満たす者は、関連申請書類を紙あるいは電子媒体で審査委員会に提出し、最終的に学会理事会の議を経て、学会総会が認定する。

また、本認定制度を円滑に開始するために、設立年度（2020年8月1日-2021年7月31日）に限り、下記の(g)～(i)全ての要件を満たす者の申請を認める。

(g) 学会に5年以上所属する者

(h) 日本獣医学会獣医解剖分科会で口頭発表を5回以上行った者（共同演者を含む）

(i) 2020年8月1日以前に開催された研修会を4回以上修了した者、研修会の講師経験者、日本獣医解剖学会の理事経験者、あるいは肉眼動物解剖の実技教育経験を5年以上有する者

(g)～(i)全ての要件を満たす者は、関連申請書類を紙あるいは電子媒体で審査委員会に提出し、最終的に学会理事会の議を経て、学会総会が認定する。

## 2. 申請方法

①および②の電子申請について、下記URLから行う。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdj2KbwzZVZ\\_j1aDc-w2335DZ7M9OkutFZ0m6xb49bQntAUTA/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdj2KbwzZVZ_j1aDc-w2335DZ7M9OkutFZ0m6xb49bQntAUTA/viewform)

## 3. 認定の更新

### ① 認定技術者

認定期間は認定後3年間とし、その期間内に下記規定より2単位以上取得することで更新することができる。

### ② 認定指導者

認定期間は認定後6年間とし、その期間内に5単位以上取得することで更新することができる。

### ③ 申請方法

①および②の電子申請について、下記URLから行う。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdotI1p22Ajsx6aOOHfj-NrKrCqgSXRbmz2Q3ZCD9z3ty66PMQ/viewform>

< 単位規定 >

単位項目 <sup>(注1)</sup>	単位数	備考
研修会への参加	1 単位 / 1 回	講師を含む
肉眼動物解剖業務への従事	1 単位 / 1 雇用期間	肉眼動物解剖に関わる大学教員やティーチングアシスタント、学術機関における研究員や技術補佐等 <sup>注1)</sup> 。1 ヶ月以上の雇用期間を指す、常勤の場合は1 単位 / 1 年間とする。
肉眼動物解剖学に関する研究発表	1 単位 / 1 篇、1 単位 / 1 回	論文公表や学会発表等、言語を問わない。論文の図や学会発表スライドの一部に動物の肉眼解剖画像が含まれること。

(注1) 同一の項目を重複して取得して良い。

(注2) その他の業務に関する申請については、審査委員会に諮る。